

申請手続き案内

申請書名	公文書開示請求書
内 容	幸田町情報公開条例で規定する実施機関が保有する公文書の開示請求
申請資格	個人又は法人（町民以外の方でも請求できます。）
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で申請の場合、役場3階 総務部 企画政策課まで ・郵送で申請の場合、〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 幸田町 総務部 企画政策課 宛 ・ファックスの場合、0564-63-5139へ送信
記載要領	<p>・開示請求先の名称は、以下のいずれかを記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 幸田町長 (2) 幸田町教育委員会 (3) 幸田町選挙管理委員会 (4) 幸田町監査委員 (5) 幸田町農業委員会 (6) 幸田町固定資産評価審査委員会 (7) 幸田町消防長 (8) 幸田町議会 <p>・請求者住所は、個人にあつては住所又は居所、法人(団体)にあつては、事務所又は事業所の所在地を記入してください。</p> <p>・請求者氏名は、個人にあつては氏名を、法人(団体)にあつては代表者名及び幸田町から連絡ができる方の氏名を記入してください。</p> <p>・請求者電話番号は、個人にあつてはご自宅の電話を、法人(団体)にあつては事務所又は事業所の代表番号を記入してください。</p>
文書の名称	「請求する公文書の名称又は内容」欄は、開示請求する公文書が特定できるように、具体的に記入してください。

問合せ先	<p>幸田町 総務部 企画政策課</p> <p>〒444-0192</p> <p>愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1</p> <p>電話0564-62-1111（内線343）FAX0564-63-5139</p>
------	---